

# 「一向一揆」の社会教育的考察

新 谷 賢 太 郎

序 「一向一揆」を社会教育的考察の対象とする観点

- 一 「一向一揆」の本質
- 二 「一向一揆」の加賀農民のくらし
- 三 「一向一揆」の地域組織の実態
- 四 「一向一揆」の住民組織の実態
- 五 「一向一揆」の集團學習の種々相  
結

## ・ 序 「一向一揆」を社会教育的考察の対象とする観点

戦後社会教育のあり方をめぐつてさまざまな論議が交されたが、その過程において、地域社会という概念が教育論議の舞台に花形として登場し、教育の中心概念となり、かくて、地域社会が教育の場として再確認され、教育は地域社会にしつかりと足をおろさねばならないことが強調された。この主張をふまえて「村づくり」をめざす社会教育といふことが戦後の社会教育の旗標ともなった。それは、一面において、戦前の社会教育や社会教育関係諸団体が全く

政治機構の末端組織となり、上意下達方式の官製的社會教育であったことに対する強い否定の表明であり、他方において、戦後展開された地方自治体の民主化運動に応する社會教育面における対応姿勢であったといえよう。

「村づくり」をめざす社會教育とは、地域社会の住民たちが自分らの人間らしい生活への願望と意見を、地域に根ざすさまざまな前近代的遺制の抵抗と戦いながら、地域住民の民主的な組織化を通して地方自治体の政治に反映させ、自分たちの日々の暮らしの進行が自分たちの知らぬ間に少数の人たちによってきめられるのではなく、皆が納得することのできるやり方で村の政治が行われる地域社会をつくることをめざす嘗みをいう。このことから明かに読みとれるように、このことのうちには多分に政治的ニュアンスが見とれるものであった。

教育の社会的役割として、文化の伝達、社会への適応といった消極的側面と、文化の創造、社会の改造といった積極的側面とが指摘されるが、このうちから社会改造としての教育という概念をとりあげるとき、とくにそこで問題になることは、政治と教育の限界をどこにおくかということである。いうまでもなく社会改造を直接担当するのは政治であるが、「社会改造」としての教育というとき、教育という概念と政治という概念とがどう異なるのか、という質問である。この質問に対し、政治の直接的担当に対する教育の間接的担当、すなわち教育は社会を改造する人間を形成する嘗みとして社会の改造に間接的にタッチすると説明される。概念の上で、直接・間接ということで二概念を割り切っても、歴史的な社会過程において、ここまでが人間形成の嘗みで、どこからが政治活動であると明確な一線を劃することは不可能であり、無意味である。

戦前の社会秩序が敗戦によって解体し、戦後新しい秩序のもとに地域住民の再編成が進む過程において、「村づくり」をめざす社會教育の実践が成功的に進展した過程に接するとき、政治活動と教育活動は、あざなえる繩のようにからみ合っている。こうした社会事象において何を教育的条件としておさえる徵表とするか。戦後の「村づくり」を

めざす社会教育の成功的実践の典型的例証として、東京都下・国立町の実践<sup>(2)</sup>を擧げることに異議をはさむ向は少いであります。戦後、国立町で展開された「村づくり」運動の過程をみると、社会過程の教育的条件の徵表が顕著である。それは、地域における住民組織と集団学習が自主的に進められ、客觀的情勢の推移につれてこれに対応して組織や集団が変質・発展していることである。

社会教育のスコープとしてさまざまな領域が擧げられる。<sup>(3)</sup> 地域社会において、どの領域の社会教育が當まれるにしても、住民組織と集団学習の二つは社会教育の不可欠の柱であり、「上から」の社会教育であろうと、「下から」の社会教育であろうと問うところではない。組織や集団についてつきのような社会教育的意見がある。「組織や集団を変えていくこと、発展させていくことは望ましいことだが、これはなかなか難かしいことであるし、またその場合だってその組織や集団の個人個人が自覚して進歩していくのになかつたら弱いものになってしまふと思う。……自覚し、めざめる人が多くなれば、彼らは……自分たちで変えていくであろう。……社会教育の仕事の大きな目標は自分の頭で物を考える人の数をふやしていくことだ」と、社会教育において指導助言の立場にある人は語る。この意見は、さきにふれた「社会改造」に対する教育の間接性をいみじくもいいあらわし、しかも実践をふまえて生まれた切実なことばであり、尊重すべき意見であることに變りはないが、いわゆる教養主義的社會教育の立場の意見と解される。しかもなお、この意見は、いうまでもなく、地域の社会教育における住民組織と集団学習を前提とするものである。社会事象を社会教育的に見ることのメルクマールとして、わたくしは地域社会における住民組織と集団学習を擧げる。

わたくしのいう歴史に対する社会教育的考察とは、地域の住民がどのような地域組織、住民組織をもち、どのような集団学習の営みを通して、生活に寄せる人間的願望をかなえようとするか、かなえようとしているか、あるいはか

なえたか、という観点から社会過程を考察することをいう。本稿はこのような観点から十六世紀における加賀の「一向一揆」を取り扱った試論である。

- ① 宮原誠一　社会教育（平凡社新教育事典所載　二三五頁）  
② 赤松宏一　地域民主化運動の一断面—都下國立町における自治体民主化運動—「思想」四四六号一九六一・八月号  
③ 一般教養・生産教育・市民教育・青年運動・レクリエーション・両親教育・健康教育・道徳教育・平和教育など広範多岐にわたり、学者により社会教育のスコープはさまざまである。  
④ 徳永功　『自分の頭で考える人』「思想」四二一號一九五九・七月号所載

## 一、加賀の「一向一揆」の本質

中世末期の加賀の「一向一揆」を社会教育的考察の対象としてとりあげるに当つて、先ず問題としなければならないのは、一体「一向一揆」の本質は何かということである。「一向一揆」の本質をどう把握するか、「一向一揆」の本質規定の問題は、「一向一揆」を研究する歴史学者のオメガーであるが、社会教育的考察者にとってはアルファードであるといえよう。とにかく、歴史学者の研究をふまえて「一向一揆」の本質を先ず規定する必要がある。というのは、「一向一揆」の本質を「国一揆」として規定するか、それとも「土一揆」としてとらえるかによつて、社会教育的考察はその趣を随分異なるものになることが予想されるからである。

岩波小辞典、日本史の「一向一揆」の関係項によれば、「一四八八年（長享二年）守護富権政親をじぼし、加賀一揆を支配するに至つた」「一向一揆」の本質は、「国人衆が中核をなす国一揆であつたとみられる」と説かれている。「一向一揆」の本質をこのように国一揆であると規定する積極的理由として、「応仁の乱（一四六七—一四七七）以降土一揆

は次第に解体の歩みをたどった。一揆の指導層であった有力名主層が次第に小領主化し農民の利害と分離しはじめたため広汎な戦線の結集が困難になったことや、一揆の中に浪人者、浮浪者等不純な要素が混入した結果統制がとれなくなつたことが、主な原因である。その結果土一揆の規模は縮小し、個別的な逃散などの反抗形態が多くなつていつた。<sup>(6)</sup>ことが挙げられるようである。すなわち、応仁の乱後十年にして生じた加賀の「一向一揆」は、解体過程をたどる土一揆の継承者ではない。国人衆を中心とする国一揆である、と説かれる。

この国一揆説に対して土一揆説は、つぎのように主張する。「一向一揆はその本質において封建的抑圧から自己<sup>(7)</sup>を解放せんとする農民叛乱であるが、それは十五世紀二十年代から記録されている土一揆の直接の継承者<sup>(8)</sup>であり」、また「宗教のヴェールを被つた土一揆<sup>(9)</sup>」であると「一向一揆」の本質を規定する。国一揆説は在々所々の少数有力者層を重視するのに対し、土一揆説はこれら地域の少数有力者層に数十倍・数百倍の多数者がらなる農民層の組織された力を重視する。ここに「一向一揆」の本質をどう規定するか、の分岐点があるようである。「従来土・揆・国一揆などの諸研究で、国人・土豪の力を重視する余り、農民層の戦闘力を過少評価する傾向が少くないが、国人・土豪に比して、数十・数百倍の量を誇る中・小名主層の農民の組織された力を過少評価することは誤りといわねばならない。まして長・年寄を中心に惣村の結合をもつた村の農民が、本願寺の教団組織によつて村をこえ、郷をこえ、郡をこえて統一行動をとる時、その力たるや強大なものであったのである」。秀吉の力狩以前の農民はその武力において、その自衛戦力において、それが組織を通して発動する時、強力な戦闘力を有するものであった。長享の一向一揆以後、一五八〇年(天正八年)の石山落城までの約百年間、諸国において、国人の戦国大名化したものは多いが、加賀においては、おそらく領国大名化への野望を強くいたしていたと思われる国人衆も、遂に加賀の戦国大名と成るものがひとりも出なかつたのは、いろいろ要因があろうけれども、組織化された兵農未分化の加賀農民層の実力のはど

が大きなはたらきをしたものといわなければならぬ。以上述べたところからも知れるように、「一向一揆」の本質をどう規定するか、の問題をめぐって、専門の史学界においては、国一揆説と土一揆説の二説が対立し定説はないようである。

それでは、二説のうちのどの説をとつて、「一向一揆」の社会教育的考察を試みようとするのか、この点について筆者の立場を明らかにしなければならない。

「一向一揆」は、分権的な封建制が解体して中央集権的な純粹封建制への再編成過程期に生じた、いわゆる下駄上の一典型である。下駄上といつてもその様相は種々であるが、一般に家臣の領主に対する下駄上が連想されがちである。下層武士階層の上層武士階層に対する下駄上は武士階層間でのきごとである。いわば同一階層間の武力による霸權のたらい廻しである。「一向一揆」の本質を國一揆とするとき、国人と呼ばれる地方の下層武士の上層武士に対する下駄上という性格を帯びる。これに対して、土一揆説によるときは、下駄上の上は支配階層である武士層であり、下は被支配階層である農民層である。したがつて「一向一揆」は、被支配層である農民階層の支配層である武士階層に対する下駄上ということになる。國一揆としての「一向一揆」は同質の社会階層内の下駄上であり、土一揆としての「一向一揆」は異質の社会階層間の下駄上で、その歴史的性格は随分異なるものであるということができる。もちろん歴史事象の性格を把握するためには、きめの細い考察を具体的に進めなければならないが、「一向一揆」の本質論をめぐる二説をそれぞれ演説して「一向一揆」の歴史的性格をうかごう時、少くとも原理的には上記のように理解される。

「下駄上する成り出者」の横行した当时において、諸国の下層武士階層（国人・土豪）のひとしく懷いた野望は、「今まで利用して來た農民を踏台として大名化」<sup>⑤</sup>すことであった。当時の加賀の国人・土豪連中もまたそうであった

にちがいない。これに比して、農民の生活に寄せる念願は、生活の安定であり、自己の労働による生産物を自己のはからいによつて処理することができるようなくらしを願望したにちがいない。約百年間にわたる加賀の「一向一揆」の経過をたどる時、坊主はもとより、国人・土豪の指導的役割は大きく、したがつて、大名化の野望達成の機会をうかがいながら遂にその機会をつかみ得なかつた、いわば、国人・土豪連が「下魁上する成り出者」として大名化し得なかつた悲運の過程として解することのできるアスペクトを、加賀の「一向一揆」の過程において読みとれないとない。筆者は「一向一揆」において国人・土豪連が実力派として中核的役割を演じた事實を軽視するものではないが、それにもまして、加賀農民が自己の生活に寄せる人間的 requirement を、それはもちろん他国の農民に比して相対的にあるが比類のない程度で、達成し得たことを「一向一揆」の勝義として認めるものである。武士の支配する社会において、農民が心からの願望を達成することは不可能なことといつてよい。自己の生産物を自己のはからいで農民が処分したのでは、武士はやつていけないのである。武士は農民の生産物を残すところなく收奪したのである。それが武士の支配する社会の鉄則である。こうした時代に、守護勢力を国内から一掃して、農民たちが自分たちの生活に寄せる願望をある程度実現し得た加賀の「一向一揆」は、農民の自己解放という異質的社会階層間の下魁上であつたといわなければならぬ。

「一向一揆」を社会教育的考察の対象としてとりあげるに当つて、筆者はさきに、地域社会の住民の人間的要求、この要求実現のための住民組織、および集團學習を觀点とすると述べた。この觀点から、国一揆としての「一向一揆」ととり組むとき、つきのような研究テーマが設定されるであろう。戦国大名化の野望を懷く国人・土豪連は、その野望を達しようとして、どのような住民組織を利用し、どのような教化策を施行したか。これに対して「一向一揆」の本質を土一揆として把握する立場から設定されるテーマは、中世末期の加賀農民は、どのような住民組織（一

組一）のもとで、またどのような集団学習（一講と五帖一）を通して、自己の労働の成果である生産物を自己のはからいで処理することのできる生活への念願を実現し、そして維持したか、ということになるであろう。本稿は後者の線に沿うて考察を進める。

- ① 岩波小辞典日本史四八頁「國一揆」の項
- ② 同 著 一二八頁「土一揆」の項
- ③ 服部之總「蓮如」二二三頁
- ④ 竜原一男「日本における農民戦争」はしがき
- ⑤ 笠原一男「一向一揆」一四二頁
- ⑥ 同 著 八五頁

## 二、加賀「一向一揆」の農民のくらし

先ず「一向一揆」当時の加賀農民のくらしを一瞥しよう。本願寺第十代の法主証如の書き遺した天文日記を読んで誰しも気づくことは、加賀四郡（河北・石川・能美・江沼）から上納するさまざまな件名とその金額が他国に比して圧倒的に多いことである。証如時代は加賀の「一向一揆」が最も整備された時期であり、その頃（天文年間）の本願寺の財政のほとんどを加賀門徒が負担していたかのように感ぜられる。事実そうであったにちがいない。ここで問題になることは、加賀からの志納がどうして本願寺財政において大きな比重をもつことができたのであろうか、ということである。

常識的に考えて、先ず念頭に浮ぶことは、加賀門徒の数が他国の門徒数にくらべて圧倒的に多数であつたからである。

るということである。たしかに一国を挙げて住民全部が真宗門徒化したのは加賀だけであった。つぎに考えられることは、加賀門徒の南無の六字に寄せる信仰が他教区の門徒に比して非常に強かつたからであるということが挙げられる。この門徒の量と信仰の質が、はたして加賀からの志納が本願寺の財政において占める大きな比重の所以を解く鍵であろうか。門徒の量と信仰の質の二条件は、この問題を解くための必要な条件であるが、必要にして十分な条件であるとはいえない。加賀の門徒数が加賀以外の全教団の門徒数に数倍する多数であつたということは常識的にも考えられないことである。また信仰の強弱はもともと相対的なものである。信者の倒産的狂信ぶりは、今日の新興宗教の信者においてみられるところであり、天文頃にも真宗信徒でそうした狂信者もあつたであろうと思われるが、その数は大した数ではなかつたであろう。加賀の全門徒がそうであつたであろうなどということは到底考えられないことである。志納は門徒農民の自主的發意に基くものであり、武家勢力の重圧下に呻吟する農民たちに、彼等の發意による多額の志納を期待することはできない。自己の生産物を自己の發意で処理することのできる自営農民においてこそ期待することのできる事態といわなければならない。加賀が最も有力な本願寺の財源となり得た理由として門徒の量や質は、この意味で必要にして十分な理由とはいえない。門徒の量や質を無視するわけにはいかないが、それだけでは十分な説明とはならない。

長年月にわたつて本願寺の財源の大部分を負担し、しかも、北は越後の上杉勢、南は越前の朝倉勢から狙撃されながら、この武力侵攻に対抗して「一向一揆」が加賀一国を守り抜くことのできた原因は何か。この点について専門史家たちの説くところによれば、当時の加賀の自治組織と門徒の経済状態があげられている。自治組織といつても近代政治学的概念としては当らないかも知れないが、当時の社会の仕組から見て、他国の農民層に見られない武家の重圧から解放された可成明かるい「百姓ノ持タル國」（実情記）の実質的形容として自治ということばが最もふさわしい

ように思われる。「百姓ノ持タル國」加賀を「百姓ノ自治スル國」とい換えて毫も不當ではないであろう。自治組織については住民組織・地域組織を取扱う個所で触れよう。ここでは多額の志納を長期にわたって続けた加賀農民の当時の暮らしをうかがうことにする。

つぎに示す「総見記」の記事は「一向一揆」の研究論文に必ずといってよいほどよく引用されている記事である。「総見記」は徳川初期によく上梓刊行を見た一連の軍記物の一つであり、織田信長の武功を興味本位に綴った軍談物であるから学問的価値に乏しいものであるが、「武家ヲ地頭ニシテ。手ゴハキ仕置ニアハンヨリハ。一向坊主ヲ領主ニシテ。我ママヲイヒテアヒシラハシ事。土民ノ為ニハ。一段ヨキ国守ナリ。」と記された名文句は「一向一揆」を研究する歴史学者の珍重するところである。この名文句は、織田信長が越前の戦国大名朝倉義景を滅し、（天正元年八月）軍を収めてから約半年後（天正二年正月）越前府中の城主富田弥太郎長秀が兵を起し、信長の留守軍を国外に逃<sup>④</sup>させ、信長の任命した一乗谷の守護代桂田長俊を誅してから、桂田氏に代って信長から守護代を命ぜられたといつわて国内にそのことを布告した時、越前農民が一勢に決起して、「武家ヲ地頭ニシテ手ゴハキ仕置」を受けるのを喜ばず、越前の國の在り方は隣国加賀のように在るべきだとして国内の残存武家勢力を一掃し、一揆國越前を樹立（天正二年四月）した時の越前農民の日頃加賀農民に寄せる羨望をいみちくも「総見記」の作者が推量して創作した名文である。「一向一揆」の研究史家はこの名文句を引用して加賀の「一向一揆」についてたとえばつきのように説く。一揆の結果、加賀は「百姓ノ持タル國」となったのであり、一揆で農民門徒が求めたものは「武家ヲ地頭ニシテ……我ママヲイヒテ」生きることであり……門徒農民は一揆の成功により、年貢が軽減され、富有化するものが多くなり、国人層は守護側の国人の支配地をその手に納めてより一層の成長を示すこととなつた。』と。「総見記」の前掲した名文から察知されることは、封建社会の農民の暮らしのくらさではなく、「一向一揆」の加賀農民の

くらしの可成り明るいものであったことである。そこからは、いわゆる近世型の封建農奴としての農民のくらしが微塵も察知されない。「胡麻の油と百姓は、絞れば絞るほど出るものなり」（西城物語）「百姓は活かさず殺さず」（経國本義）とは純粹封建制の確立された江戸期の武家の農民觀であるが、戦国大名支配下の農民の受けた仕置はこれ以上のものがあつたであろう。武家の支配する封建社会においては、農民層が自力で自己の運命を開拓しない限り米穀生産機でしかなかつたであろう。

「百姓ノ持タル國」を自力で実現した一揆國越前にて「總見記」はつぎのように記している。「檀那ノ土民ハ。國中ノ諸納所持來ル田畠ドモ。半分ハ上納シテ。残ル半分ハ各所納申スベシト。一々ニ仕置アリ。……土民百姓。アマリ過分ノ有徳ト成テ奢ヲ極メ。……」と。「半分ハ上納シテ。残ル半分ハ各所納申ス」とあるのは当時の加賀に右えならいしたものであり、農民は生産高の半分は本願寺え、残る半分は自己の徳分として保有したのである。この頃諸国は大体二公一民・七公三民いわゆる三免引が正租として一般化していたようである。しかし実際は想像以上苛酷なものであつたであろう。額面通り二公一民の割合で朝倉氏が越前農民にこれを正租として負担せしめていたとすれば、五公五民の一揆國加賀が越前農民にとつて垂涎の的であつたことになる。はたして五公五民のくらしを獲得した越前の「土民百姓。アマリ過分ノ有徳ト成テ奢ヲ極メ」得たであろうか。さきにも記したように、越前における「一向一揆」の成功は天正二年四月であるが、これを聞いた信長は天正三年八月十二日岐阜を発し、同月二十三日には一乗谷に本陣を進めているのである。その間約一ヶ年半の短期間である。したがつて越前農民は天正二年の米作を収穫しその大半を保有し得たかも知れないが、天正三年度はどの程度刈り入れ得たか、おそらく進駐した織田勢の現地微発で國中の產米・保有米は根こそぎ收奪されたことであろう。「アマリ過分ノ有徳」どころではなかつたであろう。「奢ヲ極メ」とは軍談物として読んでも誇張の度を超えた表現というべきであろう。むしろ加賀農民のく

らしの表現として読む方が当を得ているといえる。しかし、五公五民の記事は根拠のあるものであろう。読物を通して、しかも間接的に中世末期の加賀農民のくらしをうかがつたのであるが、更に史料によつてこのことを知る。

隣国越前農民から羨望された「一向一揆」当時の加賀農民が多額の志納を続けた彼等の生計を直接知ることのできる史料を筆者はもつものではない。一揆壊滅後加賀・能登の大名として君臨したのは前山利家である。一五八一年（天正九年）能登を、一五八三年（天正十一年）加賀二郡（河北）を領有している。中世の農民が最も忌避した武家の「手ゴハキ仕置」ぶりを、能登や加賀に入国した当初の頃の前山利家のやり口を通してその実態をうかがうに、原則として武家は三分の二を収納し、三分の一を百姓徳分としたようであるが、必ずしもそうではなかった。利家が能登の長九郎左衛門に与えた書状にはつぎのようにしてある。

両国在々かまどめ雖申付候、其方知行之儀は無別条候間、収納可被申付候、然者如置日在々弁つぎも、依其米つもりを以、三分の二は地頭へ令収納、三分の一をば百姓徳分に可致候、別此外に非分之儀候はゞ、急と可成敗由堅可被申付候 恐々謹言

八月三日

長九郎左衛門殿

利家 在判

（長家文書）——石川県史第三巻所収

右の文書により二公一民の原則を確認することができる。しかしつきの文書を見れば、三免引ではなく、二半免引である。

七尾古屋敷方

一、二百十五俵一斗二升五合 高

此内五十三俵四斗六合二勺 二半免引

百六十一俵二斗一升八合八勺 定納

右皆済也

天正十九 七月二十六日

(利家)

印

(石川県史第三巻所収)

年貢未進のものに対しては「可重馬上使者也」とあって、その催促は武力に訴え、峻烈厳酷そのものであった。天正十五年五月廿日付で利家が珠洲郡直郷之内西方寺村に与えた年貢勘定書は武家の「手ゴハキ仕置」を躍如として物語るものであろう。

天正十四年分

直郷之内 西方寺

一、百十四俵一斗一升七合五勺 高

此内廿五俵

此荒七俵一斗五升

廿五俵一斗九升七合五勺

五俵一斗五升

残高

五十八俵七升

妙嚴寺三ふち

荒

当開一反大六十歩

此内十七俵一斗四升一合

四十俵二斗二升九合

二俵一斗三升四合

合四十三俵六升三合

三ツ免二引

定納

当開分

此内

十五俵

十四俵

合二十九俵

宗譲神之請取之(分カ)

金壹兩只今申候

残ル

十四俵六升三合

此内

十俵一斗五升

三俵二斗一升三合

以上

天正十五 五月廿日

未進

金三分六月中

さしをき候也

印 (利家)

(妙嚴寺文書) —— 石川県史第三巻所収

右の文書から読みとれるようにこの頃は一俵三斗入り（さきの七尾古屋敷文書では一俵五斗入りとなつてゐる。恐

らくこの頃一俵三斗入りから五斗入りに改められたものであろう。）であるが、これを石数に換算すると西方寺村の草高は三十四石三斗一升七合五勺になる。当時の反当収量一石五斗<sup>(6)</sup>が平均量であつたとすれば、耕作面積約二町三段余歩の村として前田氏が見当をつけたことになる。百姓徳分を三分の一とするか、それとも三免引とするかによつて若干のちがいを生ずるが、いま三免引として計算すれば、十石二斗九升五合二・五勺が百姓徳分となり、二十四石二升二合二・五勺が上納分である。これが額面通りの計算であるが実際はそうではない。高三十四石三斗余から妙厳寺扶持分と荒廃田の免租分を控除し、その残余の三免引が百姓徳分で、妙嚴寺扶持の実収分と略々同等である。妙嚴寺の旧寺号は天台宗西方寺と称したのであるが、真宗教線の能登進出にともなつて真宗妙嚴寺と改めたもので、西方寺村はもとその寺領であつたと解せられる。越後上杉勢の攻略による能登の守護畠山氏の凋落時に隣国加賀の「一向一揆」の勢力能登に伸張して、加賀の五公五民にならつて西方寺村の真宗門徒農民と妙嚴寺とが村の高を略々等分した痕跡をこの文書から想像するのは不当であろうか。この勘定書は天正十四年度の未進分として四石二斗六升を挙げ、その内一石一斗一升三合は「さしを」くが、三石一斗五升は六月中に金納せよとの催促状である。前田氏の能登入国前に西方寺村の農民が加賀「一向一揆」の余波で蓄積したと思われる富を根こそぎ收奪しようとする武家の「手ゴハキ仕置」がこの勘定書から察知される。この状態の門徒農民から志納を期待することは難事である。戦国武将の苛斬誅求に呻吟する諸国の農民に比し、「奢ヲ極メ」たとはいえないにしても、自己の労働による生産物の半分を確保し、これを自己のはからいによって処理することのできた「一向一揆」の加賀農民の経済状態はかなり豊で明るいものであった筈である。

① 笠原一男 一向一揆 八四一八五頁  
② 松好貞夫 太閤と百姓 一頁

(3) 同書 五四頁

(4) 日置謙 石川県史第三巻所収（九八頁）文書

猶以遂中勘定候處高末進之条催促候也

為催促寺岡平右衛門(門)片岡平吉 小塙七藏差遣候之條 年貢諸済物急度可令見済猶以難渉に付ては可重馬上使者也

十二月廿六日

利家印

直郷上戸百姓中

（妙嚴寺文書）

(5) 同書 九七九頁

天正二十年十月朔日 長九郎左衛門連龍檢地の法、三十歩を一畝、十畝を一段となし、上田の斗代を一段につき二石、中田を一石五斗、下田を一石……の記事による。

(6) 日置謙編 加能郷土辞彙（「西方寺」）三五三頁

### 三、地域組織はどうなつていたか

「一向一揆」の加賀農民が生活に寄せる念願を実現し、その状態を長期間維持することができたのは、「百姓ノ持タル國」加賀が、郡一組体制の地域の組織化が成就し、住民の全エネルギーが効果的に結集され、発揚されたからである。未組織農民のエネルギーがどれほど巨大であっても、それは可能態として潜在し、自己の運命を新らしく開拓する力とはならない。

郡は律令体制の地方制度における国の中にある行政区劃であったが、中世末期莊園権力の衰退につれて、莊園のなかで自然発生した諸村落が生産諸力の発展により、社会的実力をもつまでに成長し、これら諸村落の連合体を実態と

する自治的共同体すなわち「郡惣中」が新しい内容をもつて復活してきた。「郡」の結成は中世末期の社会的傾向として自然発生的にその結成をみたものであろうが、応仁・文明頃の加賀においては、結成されたその勢力は守護勢力を圧倒するまでに急速に機構が整備されていたようである。守護富権政親が「一向一揆」に亡される頃までに、既に加賀四郡の連合が可能になっていた。四郡の連合組織を可能にした条件として、この地域組織と表裏する住民組織——講——を挙げなければならないが、このことについては四において後述する。本章においては「一向一揆」の地域組織について、「一向一揆」の機構が最も整備されていたと思われる十六世紀中葉（天文頃）の河北郡を代表にとりあげて究明したい。

「一向一揆」の組織は四つの郡が対等の最高単位であつて、これを更に統轄するものは当時なかつたようである。各郡はそれぞれいくつかの組からなる。各郡がそれぞれいくつかの組の地盤に明確に分割されていたものか定かでない。また組成立のときも不明である。自治的共同体としての郡を構成する組織単位である組の自治的組織は、莊園の権力構造が弱いか、あるいは不徹底であつたため、農村社会の秩序は、農民自らの手で守るよりほかなく、そこに自治的な活動が促進されたところから、必然的にもたらされたいわばそうならざるを得なかつた自衛形態を物語るものであり、その成立も歴史的社會的必然によつて発生したものであるが、十六世紀中葉ともなれば、人為的に意図的に整備された機関をもつていた。当時の組は合議機関として「組寄り合い」をもち、「旗本」と称する組を代表する執行機関を有する整備された機関であつた。組の上級機関として「郡寄り合い」が「旗本」たちによつて構成され「旗本中」「郡中」として執行機関を兼ねていた。

証如の天文日記によれば、その頃河北郡に五つの組があつた。天文五年から八年までの四ヶ年の記事を瞥見すると、つぎのような組名が散見される。次表の数字は年号・年月日を省略したもので、その日の条に見られる必要記事

を日付の下に記したものである。

五・四・廿四、河北郡五番半金津之庄

五・五・廿五、二番与

五・七・十三、河北郡五番一与

五・八・十二、加ト郡五番組

五・十・七、河北郡四番組

五・穴十・廿二、河北郡一番組

六・一・十七、河北郡三番之組

六・四・十九、河北郡五番組

六・七・十八、河北二番旗本龜田隼人

六・九・十四、河北郡又五番組

七・二・九、河北一番組

七・八・廿八、河北郡四番組

七・九・十四、二番衆中……加州河北郡上田上卿事

八・十・十、四番衆

八・十一・四、河北郡一番旗本……二番……

八・十二・二、河北郡一番組

組とは「言海」によれば「合体シテ、一事ニ從フ人人。クミアヒ。ナカマ。團体。」とある。もともと人的結合を

意味するが、十六世紀中葉頃のことで示す組は組織化された地域の呼び名でもあった。河北郡以外の他の三郡の組名は土豪の名を冠したもの、地域名を冠したものであるが、河北郡のみは右に示したように一番組から五番組に至るナムバーで示されている。これは大阪本願寺警固のため上番する組の順序を示すものである。

河北郡の五つの組がどの地域を基盤にしてそれぞれ組織されていたか。組の形態・機能・本質については専門史家の精細な研究が発表されているが、組の規模すなわちその経済的基盤をなす地域組織については余り明らかでない。このことを証する直接の資料を筆者は知らないので間接的ではあるが、この問題を推測する資料として、加能古文書（口置謙細）に収録されたつきの文書を手掛りにして河北郡内の組分けによる地域組織について私見を述べよう。

### 永禄八年郡定書

定 □中組□□

一組 十ヶ村 志津浦 五浦

一組 穴水 南北 山田四□村 諸橋八卿

合壹組  
合一組

式組 鳳至 三井 河原山 大沢 南志見 河井 野野十九村

此等分ニ式組以上鳳至郡中四組に定者也仍如件

永禄八年十二月十六日

黒嶋 節徳 在判

穴水 明証 在判

同 廉順 在判

一組ニ一人ヅツ寄合時

可有出対候無御出方ニ

ハ路錢ヲ可被出候

河原山 西道 在判

同 順誓 在判

この文書は能登国鳳至郡内の真宗有力寺院の住持たちが集合して郡内を四地区に分割して四つの組に組織化しようという定である。これはいうまでもなく加賀の「一向一揆」の地域組織を模倣したものである。しかし加賀の組と同様な構造と機能を有するものでなく、教団行政上のこととに限られたものであろうが、四組に分ける地域組織の地理的根拠は加賀と共通のものがあつたといえよう。この意味で右の文書を引用したのである。

藩政期の鳳至郡内は、前田領三百村、公領二十二村を含み、つぎの十六郷庄に分けられていた。<sup>⑤</sup>

仁岸郷、阿岸郷、柳比庄、本郷、南北郷、七浦庄、大屋庄、穴水郷、川原田郷、三井郷、山田郷、諸橋郷、

上町野郷、中町、野郷、下町野郷、南志見郷

「一組十ヶ村、志津浦、五浦、合壹組」は、今日の門前町行政区域に相当し、藩政期の仁岸郷・阿岸郷・柳比庄・本郷・七浦庄を含む鳳至郡西部地区である。

「二組、穴水、南北、山田四□村、諸橋八郷合一組」は、今日の能都町・穴水町を合した富山湾・七尾湾沿の一帯で、藩政期の南北郷・山田郷・諸橋郷・穴水郷を含む地域である。

「武組、鳳至、三井、河原田、大沢、南志見、河井、町野十九村、此等分ニ式組」とあるが、町野のつぎの十九村は町野にかかるのか、それとも鳳至以下を含むのか不明であるが、この武組の地域は今日の輪島市域と柳山村を併せたものであることは明かである。町野郷は藩政期において上・中・下の三郷に分れ、それは輪島市編入前の町野町と柳山村を含む地域であるが、永禄頃の町野郷の村落数が不明のため十九村をもつて町野郷を指すとも言明しかねる。「鳳至……河井」は今日の輪島市域から町野町域を除いた地域に当る。したがつて、藩政期の大屋庄・河原田

郷・三井郷・南志見郷に對當する地域を一組とし、あと町野三郷を一組としたものと解することができる。この「郡定書」の内容を藩政期の郷庄によつて読みかえると

(一) 仁岸郷、阿岸郷、櫛比庄、本郷、七浦庄

(二) 南北郷、山田郷、諸橋郷、穴水郷

(三) 大屋庄、河原田郷、三井郷、南志見郷

(四) 上町野郷、中町野郷、下町野郷

の四組が得られる。今日の地方自治体名に読み直すと

(一) 門前町

(二) 穴水町、能都町

(三) 輪島市 (但山町野町域を除く)

(四) 柳山村 輪島市 (但山町野町域以外を除く)

ということになる。連署している坊主を見ても、本誓寺宗現・黒嶋觀徳は(一)を、穴水明証・慶順は(二)を、河原田西道・順誓は(三)を、町野正誓は(四)をそれぞれ代表して談合したものということができる。この鳳至郡内を四組に分けた各地域がそれぞれ今日も通用するところの地方的な経済圏・生活圏・文化圏である。これを逆にいえば、永禄頃既にその原型ができていたのである。今日も通用している経済圏を基礎にして、鳳至郡の四組の地域組織が當時談合されたということは、河北郡の五組の地域組織を究明しようとするものにとつて、まことに示唆的である。

加賀「一向一揆」の河北郡内の地域組織を考察するに当つて、鳳至郡における「郡定書」の考証結果を参照するとすれば、先づ有力寺院をおさえることである。つぎに郡内の地理的条件によつて規定される経済圏・生活圏・文化圏

と有力寺院の所在地とをかみ合せることによつて、巨視的概観ではあるが河北郡五組の地域組織について一つの仮説が設定される。この仮説を裏づける資料を証如の天文日記の諸記事から拾収して、「一向一揆」の地域組織の一端を知らうと思う。

十六世紀中葉頃の河北郡における真宗有力寺院として、鳥越の弘願寺・木越の光徳寺・二俣の本泉寺・若松の本泉寺等<sup>(1)</sup>がある。河北郡の地理的条件を按じて生活圏を想定すると、河北潟周辺の南半平坦地区、加越を結ぶ二交道路すなわち俱利伽羅峠の北陸道筋と、北陸における最古の真宗橋頭堡であった越中井波の瑞泉寺と河北郡二俣の本泉寺とを結ぶところの今日いう福光街道筋の二地区、浅野川筋の一地区、および加能国境の河北郡北部地区の計五地域が想定される。これら五地域と有力寺院を結びつけるとき、先ず浅野川筋と若松の本泉寺、福光街道筋と二俣の本泉寺の結びつけは自然であろう。つぎに光徳寺と平坦地、郡北地区と弘願寺の結びつきは一応考えられるが、加越国境の北陸道筋と結びつく有力寺院が見当らない。それはそれとして、以上のように設定した仮説と取り組もう。

さきにも示したように、天文日記の天文五年四月廿四日の条に「從加州河北郡五番半金津之庄……」とあるが、文中「五番半」の「半」はしばらく措くとして、郡の北部地区に位置する金津之庄は五番組の地域であつたことは明確である。同年九月廿二日の条に「加州河北郡金津庄内かるか野之事」の記事がある。このかるか野は、加能古文書所収の寛正二年（一四六一年）九月五日付の文書に見られる「加賀国英田保祇園社領萱野村」のことであり、藩政期の英田郷内二十村の内の狩鹿野<sup>(2)</sup>であろう。更に同年同月廿五日の条に、廿二日の記事の続が記されている。そのなかに「幸彼在所さばき候仁此方に番に居候間申下候へと云付候。其人数四人在之。一人ハ山田三郎次郎一人ハやちの太郎衛門一人ハはさ□へ三郎衛門一人ハはま二郎衛門是也」という文章が見られる。文中「さ□へ」と欠字があるが、これは「さしへ」と読まれ今日の指江であろう。山田・谷内（やち）指江（はまはどこを指すのか筆者には不詳）はと

もに藩政期は英田郷<sup>(5)</sup>に属している村々である。これらの在所は十五世紀の中頃（寛正年間頃）「英田保萱野村」<sup>(6)</sup>とあるように萱野村と呼ばれる地内に散在したまだ村ともいえないそれ以前のささやかな存在であったかも知れず、あるいはまだ発生していなかつたかも知れない。それが約百年後の十六世紀中葉（天文頃）ともなれば、それぞれの在所から「番衆」の要員として上阪する河北郡五番組衆を出すまでに、「それぞれの在所が成長したのである。「英田保萱野村」は藩政期の英田郷狩鹿野一帯の地域であることは確かであるから、天文日記の「金津庄内かるか野」とあるのは証如の思い違いと解される。このことについてつきのような解釈ができないだろうか。天文日記によれば、「河北郡北方所々」「金津庄」からの志納の頻度の高いことが知られる。したがって、金津庄が証如にとつて五番組のなかでも最も信用のにおける重宝な地域であつたにちがいない。五番組といえば金津庄、金津庄といえば五番組が念頭に直ちに浮かぶほどのものであつたのではないかと推測される。天文五年九月は河北郡五番組が番衆として大阪本願寺の武装警固のため上阪上番中であり、さきの四人はそれぞれ在所を代表する五番組衆として上阪し上番勤務中であつたものと解される。「此方に番に居候間」とあるのはそのことを物語っている。そこから「金津庄内かるか野」と軽い気持で記されたものであろう。証如にとつて「かるか野」が金津庄内であろうと英田保内であろうと、それはどうあつてもよいことで、「かるか野」が五番組の地域に組み込まれた地域であることが重要なのである。このことから藩政期の英田郷に相当する地域が五番組の地域に含まれていたと推測される。また藩政期の英田郷の南東方に連なる山地帯の笠野郷も天文頃の五番組の地域であつたことが天文日記から読みとれる。天文六年九月十四日の条に記された事件の内容はつぎの通りである。倉見の番頭・同六郎左衛門が勘谷の衆を驅り出して山林を盜伐し、そのうえ山主を打擲する悪行を働いた。鳥越の弘願寺の新發が出て「不可然之山」申し聞かせたところ、この新發をも打擲する「前代未聞之儀」に立ち至つた。このことを「山田四郎右衛門に相届候へ共、勘谷之衆山田依為親類不能承

引」という一件が記されてある。この一件は「従河北郡又五番組以書状」通達されたものである。山田四郎右衛門代官とあるから、山田四郎右衛門は五番組を代表する旗本であつたとともに、倉見・勘谷・鳥越の各在所もまた五番組の地域であつたことは明らかである。しかし、ここで疑問に思うことは、右の一件が五番組から本願寺に通達されていることである。旗本の関係する一件であるから「河北郡中」の名で通知されたことは当然といわなければならぬが、五番組の名でその組を代表する旗本のことを本願寺に通達することは理解に苦しむ点である。このことについて、「彼庄（金津庄・筆者加筆）之事如前々木越光徳寺ニ申付候ニ付而」（天文日記）「加州長衆 旗本衆又此類程なる衆にも」（十二・二・十二）とある記事によれば若干疑問も薄らぐようである。すなわち木越の光徳寺はこの頃河北郡の各組ににらみをきかず本願寺の探題的役割をもち、河北郡の郡のより合いの議長格であるとともに執行委員長格とでもいべき「郡中」の責任者であり、代表的地位であつたようであり、また各組には旗本級の長衆がいたのであるから、五番組の名で旗本のことを記した書状も発し得たものと解される。勘谷・鳥越は藩政期の笠野郷に属し、倉見は井上庄に属しているがこの辺も天文頃は五番組の地域であつたといえる。以上述べたところから、五番組の地域の南辺は、今日の勘谷・大山・宮田・田屋・岩崎・倉見・舟橋を結ぶ線が考えられ、この線以北の郡北地域が五番組として組織化されていたことになる。

四番組の地域をうかがう資料を天文日記から若干抽出すればつきの通りである。

「加州河北郡五ヶ庄内俱利伽羅」（天文日記）「河北郡四番組俱利伽羅」（天文日記）とあるところから四番組の地域は五ヶ庄であったことがわかる。また「三人の旗本……奥修理……」（天文日記）「興修理方へ五ヶ庄公方御料所：」（天文日記）とあるから、四番組の旗本は奥（興）修理であつたことは明かである。今日の福光街道筋の梨

木は「沖近江守居たり」と越能賀三州志に記されているが、奥・沖・興はいづれも同一の氏名のあて字であり、おそらく四番組の地域は旧北陸道と福光街道との間の山間部一帯であったことが推察される。この地域は藩政期において河村郷・井上庄、五箇庄が入り組んでいるが、五番組の地域の南辺が四番組の北辺に位し、この線以南の山間部、すなわち、戦後の町村合併前の俱利伽羅村と花園村を併せた領域に相当する。しかし、組と組との境界はそれほど厳密なものであったとは思われない。天文頃の「五ヶ庄」は「公方御料所」すなわち足利将軍家の「御料所」であったが、「五ヶ庄」の農民たちは年貢未進を続けたため、將軍家は証如に「五ヶ庄」の年貢が収納できるよう取計らってほしいと依頼している仕末であった。こうしたことは當時加賀全域にみられたことで、特に「五ヶ庄」のみに限られたことではない。当時の加賀における組の社会的勢力の一半を物語るものといえよう。

二番組の地域組織については、つぎの記事から見て、津幡・森本川下流域一帯の郡内平地部が相当する。「二条殿御領井家之庄……從上野二番与への折帯認候……」（天文日記）「加州河北二番旗本龟田隼人令上洛候」（天文日記）「井家庄一円并津幡村」（天文日記）等の記事は、二番組・津幡・井家之庄・森本（龟田家は代々南森本に在住し、小坂庄をも押領した土豪）の深いつながりを示す。龟田氏は二番組旗本として「一向一揆」の最後まで有力な武将であった。一揆壊滅してから前田利家入国後は前田家に仕え永く家名を後世に伝えた。この二番旗本については、天文日記天文八年十一月四日の条に「蛭川和泉四郎」が新たに二番組旗本となっているところから、二番組に二旗本がいたかのように思われるふしがある。このことについてはつぎの一番組について述べるところで触れ私見を明かにしたい。

一番組については、「加州飛櫓金泉坊事河北郡一番組相尋候」（天文日記）の記事がある。「飛櫓」は今日いう戸室地のことである。天文日記天文八年十一月四日の条に「河北郡一番旗本一瀬豊四郎」と明記してあるから「河

北郡一番組相尋候」とあるのは、一瀬豊四郎に問い合わせたものであろう。浅野川上流に東市瀬という部落が現存し、また藩政期の湯浦郷内に東市瀬が属している。このことは両者の関係を示すであろう。藩政時代、戸室山麓の諸部落をはじめ、上田上・下田上・若松・鈴見の浅野川に沿う右岸地区は金浦郷（左岸は石川郡金浦郷で両郡にまたがり一郷をなしていたが、石川郡の方は「六ヶ組」の地域）と称する一郷であった。これらのことから、藩政期の湯浦郷・金浦郷すなわち浅野川筋を一つの組の地域として組織化されたと推定される。河北郡でもこの地域は他の郡内地域と独立していく、かえって石川郡との関係が深かつたであろうということは自然的条件から見ていえることである。今日においては金沢市域に編入されている地域である。この一番組の地域に若松の本泉寺があり、また、天文日記天文五年三月廿九日の条に記されている三人の旗本の一人「鈴見与三左衛門」は同地域の鈴見の土豪であつたにちがいない。

「就加州若松方相勵……注進状來候」（天文日記）〔六・八・九〕「從加州河北郡以訴狀鈴見長門別心現形……」（天文日記）〔六・十二・十八〕の記事は、越前朝倉氏に追放されて加賀にのがれた（永正三年）超勝寺・本覚寺の新興勢力と加賀の「一向一揆」の土着的主流派との主流派闘争を物語る天文の内紛に関するものである。「若松方相勵」の「若松方」とは若松の本泉寺の住持蓮悟（天文十九年八十八才没）のことである。「鈴見与三左衛門」と「鈴見長門」とは同一人か、それとも同姓異人か不詳であるが、同一族であつたにちがいない。鈴見氏が蓮悟に組して決起したのである。この主流派をめぐる内紛で蓮悟は敗北し、超勝寺派は一揆の主流派の地位を確立した。「河北郡一番旗本一瀬豊四郎ニ云付、二番者蛭川和泉四郎ニ仰付也、依自郡申也」（天文日記）〔八・十一・四〕とあるのは、天文の内紛の後仕末の記事として読みとれる。すなわち一番組旗本が天文の内紛で失脚したため、新たに一瀬豊四郎を河北郡の「郡寄り合い」において旗本として推薦したものを本願寺が認証したのである。「依自郡申也」とはこのことを示すであろう。「二番者蛭川和泉四郎ニ仰

付」とある記事はどう解釈されるであろうか。さきにも述べたように、二番組旗本である龟田隼人は天文六年の内紛頃は健在であり失脚した筈がない。それなのに二番組旗本として更に蛭川和泉四郎が就任するということは、何か理由がなければならない。まず考えられることは、旗本を必要とする強力な組衆の組織があったからではないかということである。このことと関連して気に掛かる記事がある。「……二番衆中へ……加州河北郡上田上郷事可申付由候」(天文日記)の記事がそれである。天文七年九月十四日の日付であるから天文の内紛の事後整理の進みつつある時期である。上田上は、下田上・若松・鈴見の諸村とともに一区域を自然的に形成している浅野川の流域である。天文の内紛前は一番組の地域であった上田上のことについて二番組宛に本願寺から指令が発せられたということは、天文の内紛後の上田上は二番組の地域に組み替えられたものといわなければならない。一番組と二番組の地域組織の再編成が天文の内紛の事後処理として行われたことは十分ありうることである。天文日記の天文六年四月二十八日の条に「下若松庄内宇多津村」という記事がある。宇多津村は藩政時代の小坂庄卯辰であるが、「一向一揆」の頃は若松地区の一部落であったことになる。このことは「宇多津」が一番組の地域であったことを物語ると解しうるであろう。おそらく、この辺が一番組と二番組の境界線であったのであろう。すなわち、天文の内紛の事後処理として河北郡の「郡寄り合い」の打ち出した案は、宇多津・鈴見・若松・下田上・上田上を含む地域を一番組から二番組に組織替えし、その旗本として蛭川氏を推し、藩政期の金浦郷の戸室地区と湯浦郷とを從来通り一番組の地域として、その旗本に一瀬氏を推すことになったのであるまい。一番組についていま一つの難問は、朝倉始末記や加越鬭争記に見える「山一番」「里一番」の件である。一五五五年朝倉宗滴が南加賀に侵入した時、河北の「山一番」「里一番」が河北の他勢と共生しに布陣したとある。天文の内紛の事後処理として、内紛前の一番組が両断されたという推定を基にすれば「山一番」は一瀬豊四郎を旗本とし、「里一番」の旗本は蛭川和泉四郎ということになる。かくて河北郡におい

ては旗本が六人いたことになるが、このことは天文日記天文二十年十二月三十日の条の「加州河北郡六人ニ組申出一書彼六人旗本渡遣之」という記事と合致する。この推理も、二番組に組織替えした若松地区を「里一番」と呼ぶ無理がある。本願寺においては新三番組と登録したが、現地では從前通り一番組と呼び、内紛後の処理に即して二分された両者を区別するため「山」と「里」とに分けて呼称したとも推測されるが、これを裏づける資料がないから断定はさしひかえなければならない。

三番組についてはその旗本の氏名が全く見当らない。またその地域を類推することのできる手掛りとなる記事も見当らない。しかし加賀を模倣して鳳至郡の有力坊主たちが四組を談合したことから見て、河北郡の有力寺院で組との関係についてまだ触れないのは、二俣の本泉寺である。本願寺との志納が組単位で持参されている記事が天文日記においては圧倒的に多いのである。たとえば「加州日十人衆組去々年之飯米錢只今廿五貫七百文渡候」（天文日記）とある。このことから「加州二俣、田嶋より飯米錢三貫九百文來ル」（天文日記）（六・四・廿四）という記事を類推すると、二俣・田嶋地区を中心に組の組織があつたと思われる。この点、井上銳夫氏は「一向一揆序説」において三番組と砂子坂を考証している。越中井波の瑞泉寺と二俣の本泉寺を結ぶ線は文明年間の始め頃蓮如が布教し篤信者の多い地域である。「加州河北郡三番之組勧之物<sup>(一)</sup>且<sup>(二)</sup>貫のぼせ候」（天文日記）（六・一・十七）とあるが「勧之物」（他郡を含めて）廿貫という量は他の組に比して少量である。これは「三番組」の地域の経済力の反映と解されるが、今日のこの山間地域の生産力から見て、むしろこの地域の当時の篤信性を示すものと思われる。三番組に関してはなお史料の探索を必要とする。他の組についてもこのことを筆者は痛感しているものである。他日を期したい。

「一向一揆」の地域組織の問題を、河北郡にその焦点をしづらり、以上のような考察をした次第であるが、中世末期の加賀農民が自己の生活に寄せる念願を実現し得た条件として更に住民組織の問題と取り組まなければならぬ。

- ① 永原慶二 口木封建社会論 二二六頁
- ② 井上鏡夫 一向一揆序説—組について— 史学雑誌二六ノ三所収。
- ③ 松好貞夫 村の記録 一の二 九頁 (岩波新書)
- ④ 井上鏡夫 前掲論文
- ⑤ 富田景周 越登賀三州志 六九三頁以下
- ⑥ この外、河北郡における「一揆」の有力寺院として礎部の勝願寺があるが、天文の内紡の際、若松本泉寺とともに敗北し、天文頃の活躍はない。
- ⑦ 富田景周 前掲書 六八三頁
- ⑧ 同 書
- ⑨ 同 書
- ⑩ 井上説夫 前提論文 三番組 砂子坂 (榮玄記蓮如上人行実所収)とある。
- 四、住民組織の実態
- 加賀の「一向一揆」の住民組織は、「組」によるものと、「講」によるものとの二重構造をなしている。組は地縁を紐帶として結成され、政治的・軍事的機能をもつ地域集団である。郡一組体制の組織の維持と強化が、越前・越後の大名勢力の武力攻勢に対し、「百姓ノ持タル國」加賀を防衛し得たのであった。「武家ヲ地頭ニシテ、手ゴハキ仕置」を受ける運命からのがれることができたのも、郡一組体制の組織が強固に存続され、住民の総エネルギーが効果的に結集されたからである。この地域集団である郡一組体制を内面から支え、郡一組・組織の内部強化のために大き

な役割を果したもののが講組織であった。講は真宗教團組織の底辺に位する門徒の細胞組織であり、真宗寺院（あるいは在所の道場）を中心として結成されていた。寺院間には本末関係がみられ、その最頂点に本願寺があり、かくて真宗教團は末寺道場の講集団を底辺とするピラミッド的構造であった。講は六字の名号を唱え、一味の安心を求める同行・同胞意識によって結ばれた宗教的目的集団である。講衆の仏國土防衛意識は、組衆の加賀防衛意識に直接的に転化する。何故なら、組衆は同時に講衆であつたからである。しかし講衆は必ずしも組衆ではなかつた。組も講もともに加賀の真宗門徒をもつて構成されていたが、講は組より、より広い住民組織であった。組は在所のいわば指導的地位にある農民層によつて組織されていたが、講は在所の生活において指導される農民層をも組織化して、そのうちに含んでいた。政治的・軍事的機能をもつ地域集団である組と宗教的信仰によつて結ばれた目的集団である講とが一体的に機能していた点に、「一向一揆」が「宗教のヴェールを被つた土一揆」と規定されるゆえんも理解される。「一向一揆」の住民組織の問題も在々所々の生活の指導者層の組織と一般住民の組織とを一応分離して述べる。

天文日記によれば、加賀の「一向一揆」に向けて発せられる本願寺の書状の宛名は、「郡中」「旗本中」「組中」等多様であるが、住民組織の視点から見ると、「在所<sup>(1)</sup>」に宛てて発せられているケースがあることは看過し得ない。このことは各部落にその部落を代表して本願寺からの書状を受理するものがいたことを示す。同一趣旨の書状が「旗本」宛と同時に「在所」に向けて発せられるということは、「旗本」とともに、その組の地域内の「在所」の諸事万端を処理する中心的地位にあるものがいたのである。天文日記に記されている「在所さばき候仁」「在所さばき候衆」<sup>(同書)</sup>（五・九・廿五）とあるのは、この人たちを指すのである。「惣之衆」<sup>(同書)</sup>（六・十一・廿八）「在所長衆」<sup>(同書)</sup>（廿二・五・十八）と記されてあるのも、この人たちを指しているものである。在所の長（おとな）たちの大部分は中小自営農民であり、各組の構成要員一組衆一であつた。蓮如が在所の年寄と長と坊主の三人を説得すれば、在所ぐるみの真宗門徒化

が実現すると述懐しているが、組はこうした在所在所のおとなによつて組織されていた。長（おとな）たちの所属する組が「廿日番衆」（廿二・二・二）として大阪本願寺武装警固のため上番するに当つて、組衆のうちから「廿日番衆」の要員が編成される。長がその要員として選ばれて上阪することは、その長にとつて大きな榮誉とされていた。組衆のその組における発言力は、長の居住する在所の生産力や自己の生産力に比例したであらうが、「廿日番衆」として任務を無事終えて帰国した長の発言は従前より重味を加えたであらう。「在所長衆」の榮誉である「番衆」編成はどうのようにしてなされたものであらうか。旗本の指名か、有力寺院の住持の指名によるものか、それとも「在所長衆」の互選によるものか。このことは「一向一揆」の住民組織の基調を知るうえに重要なことと思われる所以考察の対象としてとり上げる。天文日記天文七年二月九日の条に次のような事件が記載されている。

「加州河北一番組番衆ニ岡新左衛門とて加州にて下駄備中召仕候て代官など持たる者にて候を、自去年為番上候間様躰人々ニ相尋候へバ、此分申候拘捕候ハんと雖申付候、主がさとりて則刀をぬき候間不及是非相果候、此通加州番衆申聞候」

とある。文中に記された「下間備中」は下間備中民部少輔頼盛のことであり、當時兄下間筑前頼秀とともに証如の怒に触れて追放・破門の身であり、証如は下間兄弟一味の徹底的根絶を期して、下間兄弟の息のかかったものを探索していた。その頃の事件である。岡新左衛門は河北郡一番組の地域内の一村落の長衆であつたにちがいない。「廿日番衆」の要員として選ばれて上阪、その任を終え下国間に「不及是非相果候」とは、あわれを催す事件である。天文六年八月には若松の本泉寺の住持が「相勧」き、十二月には鈴見長門の「別心現形」れた天文の内紛の最中に、その震源地河北郡一番組が「三十日番衆」として上番する天文七年一月の上番順がめぐつて来た機を失うことなく、榮誉ある「番衆」を編成して、天文六年十二月下旬上阪して任務を完了したわけである。天文の主流派争いの内紛の渦中に

ある震源地もと/orべき河北郡一番組が多事多端の折「番衆」を編成したことは、旗本や有力寺院の意志によつて要員が「在所長衆」からごぼうぬきに選び出されたというよりも「在所長衆」の互選により「番衆」編成の骨格が形成されたものと解される。岡新左衛門が上阪中、本願寺によつて殺害されることは「在所長衆」の予想もし得ないことがあつたにちがいない。当人においてはもちろんのことである。「番衆」の編成・上番は在所のことであると同時に、組の重要な事であり、更に郡の重大事の一つである。こうした重要な事の要員選出という人事に関して、「一向一揆」の末端組織に互選という自由裁量の余地があつたと察知されるが、このことは、却つて住民組織の強化にたくましく役立つたことであろう。

「組」組織を通して知られる住民組織をうかがうことのできる所要記事を天文日記から抽出しよう。組による住民組織は「在所長衆」を底辺としてヒエラルキーを成している。「在所長衆」は中小自営農民がその大部分であると述べたが、それは相対的な表現で、それぞれの在所における「長」は、その在所の富農である。したがつて、組は富農層の組織化されたものであり、その意味で指導層の住民組織であつた。

「組寄合に出候衆」（天文日記）

「加州長衆<sub>衆迄</sub>組へ出廿六七人湯漬食之」（同書）

「加州長衆<sub>旗本衆又此類程なる衆</sub>にも遣之鳥目音物取合之遣之」（同書）

「國郡參会に出衆」（同書）

「組長衆」（同書）

右に抽出した事項を整理すると、「在所長衆」には「組寄合」の構成員である長と「組寄合」に出席しない長とがあり、ともに「組長衆」「惣之衆」と呼ばれた。また組の地域内の在所で「組寄合」に出席しない長衆によつて指導さ

れていた在所もあつたであろう。すべての在所に「組寄合」に出る長衆と出ない長衆がいたという証拠は見当らない。したがつて「組寄合」構成員の数が定められていたものか、あるいはそうでなかつたかも不明である。前掲の天文廿二年九月四日の条の「加州長衆廿六七人湯漬食之」組へ出<sub>衆迄</sub>とある記事は、「番衆」として上番中の加賀四郡の「組長衆」のうち「組へ出衆迄」すなわち「組寄合」構成員である「廿六七人」が本願寺の幹部と同席して湯漬を食べたということで、このことは、上番中の「番衆」のなかに湯漬の席に列席しなかつた「組長衆」がいたことを示し、このものはまた加賀において「組寄合」に出る資格のない「在所長衆」であつたことを物語る記事である。「組寄合」に出る長衆は、旗本、旗本級の長衆（これらはいづれも大自営農民であり、若干の手兵をもかかえた土豪であった）および中小自営農民の長衆から構成されていたことが知られる。「一向一揆」は「組寄合」の上級機関として「国郡参会」をもつっていた。「国郡参会」とあるが、郡の「寄合」の上に国の「寄合」が天文頃存在していた証拠はない。國の「寄合」とでもいゝべきものが尾山御坊にできたのは「一向一揆」の末期に大阪との連絡が不如意になつてからのことである。「国郡参会」と記されてあつても、これは郡の「寄合」と解して誤りはないであろう。郡の「寄合」を構成するメンバーは「一向一揆」の住民組織の最高層を成す。「自郡……雖相触候一人も会合に不出候」(天文日記)とあるのは能美郡山上組から能美郡の郡「寄合」に出席すべきものが出席しなかつたことを示す記事であるが、文中「一人も会合に不出候」とあるところから察すると旗本を含めて複数の出席者があつたことは明白である。さきにも引用した「旗本衆又此類程なる衆」や「一人も会合に不出」(傍点)の記事から見て、郡の「寄合」は、旗本と旗本に準ずるものによつて構成されていことがうかがわれる。郡・組・寄合・旗本等はいづれも「一向一揆」の政治機構の諸機関であり、「加州長衆」の階層性は当時の社会的身分の階層であつて、「一向一揆」の住民組織として特筆すべき筋合いではないと反論するむきもあるうかと思われるが、政治的機構と密着しない地域住民の

単なる集団的組織化は、地域住民の生活に寄せる共通の希望を実現するためには、およそ無縁のことであろう。郡一組体制は本願寺が領国加賀を確保するための政治的意図によつて整備されたことは否定し得ないが、加賀農民の指導層が、この本願寺体制に即応・密着して組織化されたことによつて、加賀全住民の五公五民の生活が維持されたのであつた。

さきにも触れたように、講は組よりはるかに広い規模をもち、加賀全住民のほとんどが講衆として組織化されていた。講は真宗本願寺教團の下部組織であり、末寺道場の坊主を中心にして結成されていた。農民は一念発起の時、即刻「門徒中の一列たる」（お三ノ一〇文）なかに加わることができた。しかし國人層はそれほど簡易ではなかつたようである。つぎに掲げる資料は加賀のものではないが、這間の事情を示すものといえよう。

天はつきしようもんの事  
（罰）  
（起請文）

（上）（梵天）（帝釈）  
かみはほんてんたいややく、下はしたいんなんふ、ことにはうちのかみ八まん大ぼさつ、ゆみやのみようかつき可

申候

（橋立）（真証寺）（弟子）（趣）  
はしたてしんしようし様の御てしのおもむき、いま以てもへちきなく候、もしへちきいたし候ハ、此御はつかふり

可申候、しよさいあるましく候  
（如才）

此よしはしたてしんしようし殿様へ御申あるへく候

仍きしょうもん状如件  
（起請文）

正月十三日

真柄左馬助

景忠  
（花押）

はしたて

### 新兵衛尉との

(越前若狭古文書選)

右の文書は、真柄景忠という武士が、橋立の真証寺の門徒に加えられることを念願して、真証寺の門徒総代とも思われる橋立の新兵衛尉にそのとりなしを依頼したものである。新兵衛尉は国人かその身分の程は不明であるが、「在所長衆」として「在所さばき候仁」と解しても不当ではないと思われる。武士層のものが真宗教団に加入するためには、このような起<sup>詰</sup>文を寺院に差入れ、その誠意を示さなければならなかつた。同時に門徒の有力者の推挙がなければならなかつたことをこの文書が物語ついている。真宗は親鸞開宗以来、真宗信徒に「強ちに出家發心の形を本とせず、捨家棄欲の姿を標」(前文二)すことを求めないで、在家俗人生活のまま入信の道を開いていたから、「在所長衆」のあるものは、在所の信者のための聞法、信心談合の場を供し、身は道場主として信者の集団・講の組織強化の中心的存在となるもの、あるいは、在所の寺の世話役として重きをなすものが多かつた。右の文書は若狭の國のものであるが、文書の内容については、加賀においても見られたことであつたにちがいない。

「五帖」「お文」「御文草」といわれる。蓮如の八十通の仮名法語集には「当流に定むるところの捷」(前文二ノ十三)がさまざまなかたちで述べられている。「五帖」の最初に出てくる「捷」は、吉崎にいた頃、(一四七四年正月記の「三ヶ条の篇目」(二ノ三))であるが、次いで(一四七五年七月十五日付の六ヶ条のもの(三ノ十))<sup>一四八七年</sup>の八ヶ条のものが見られる。「帖外」には文明五年十一月発行の「定」……於真宗行者中、可停止・子細事……十一ヶ条がある。さらに実如は(一五二四年五月三日付で、聖徳太子の十七條憲法にならつてか、十七ヶ条の「聖人御制禁」……一向専修の念佛者の中に停止せしむべき条々の事……を武佐の広濟寺に下している。<sup>五</sup>これら「捷」の末部には「之をもて本とせざらん人

々に於てはこの当山の出入を停止すべきものなり」（二ノ文）「若しこの旨を背かん輩は永く門徒中の一列たるべからざるものなり」（三ノ文）とか、あるいは「右此十一ヶ条於背此制法之儀者、堅衆中可退出者也」（帖外一  
の十六）と記されている。実如も十七ヶ条の「聖人御制禁」を挙げてから、「右この旨を停止せしめて、十七ヶ条の是非を、禁制にませて、専修一行の念仏者等は、あひたがひに、いましめをいたして信ぜらるべし。もしこの旨をそむかん輩におひては、同朋同行なりと云とも、衆中をまかりいだして、同座同列すべからざるものなり。仍制禁如件。依年來所 望書寫下者也。其方門徒中によみきかすべきものなり」と結んでいる。一度門徒として許されるときは、終身無条件で門徒であり得るわけではなかった。「開山聖人のさためをかれし御捷のむね」（前文  
三ノ十一）に背く輩は、破門（門徒放・後生御免）された。破門は「一向一揆」の農民にとって、真宗教団の組織の枠から外されることであり、それはその在所での生活からの追放を意味する。一国が真宗門徒によって占められている加賀においては、在所からの追放（村八百）は直ちに死につながる厳しさをもつていた。講による住民組織はこの意味において生死にかかる重大性をもつものである。同行・同胞の集いといつても、それはまことに厳酷さの察知される住民組織であったといわなければならぬ。講衆・同行衆は意識するしないにかかわらずこうした目に見えぬ鉄桶内に投入されていたのである。「一向一揆」の住民組織の暗黒面と申すべきであろう。もちろんこうした觀察は近代的な意識に映じた「一向一揆」の住民組織に対する解釈であることはいうまでもない。当時の加賀農民は「一向坊主ヲ領主ニシテ」五公五民の生活を喜んだにそういない。五公五民を喜ぶ意識と破門を恐怖する意識の明暗二相が「一向一揆」の組織の強化に役立ったであろうということは容易に推察されるところである。

講は各地の末寺・道場を中心に結成され、末寺・道場は、それぞれ本寺とつながり、有力寺院を本寺とすることなしに、単独の寺としての存続是不可能であった。寺院間の本末関係はさきに述べた組の地域組織とは無関係に、郡内

の末寺・道場や他郡のものとも結ばれていた。天文日記によれば「前若松下金津願専」（同十五・五・廿二）書「前若松下忠  
繩淨和」（同十八・五・六）の記事の示すところは、若松本泉寺が金津（五番組）地域内や忠繩（二番組？そのいづれか）に末寺道  
場のあつたことを物語る。「超勝寺下前勝光寺下今江慶心」（同十五・一・廿五）書「超勝寺下前打越下」（同廿一・十一・四）書「超勝寺下  
前磯部下千時笠野乘快」（同廿一・八・十七）書「超勝寺下般若野内平木正賢」（同廿二・四・廿二）なる記事は、超勝寺が今江・一針（能美  
郡）笠野（河北郡）平木（石川郡）の各坊道場？と本末関係の結ばれていたことを示す。講による住民組織は本末関係で  
結ばれた各在所の末寺・道場を中心に結成されたが、一在所一道場一講といった整然とした講の組織原則があつたわ  
けではない。恐らく蓮如の頃は一在所一道場一講といったかたちで教線拡張も進められたであろうと思われるが、次  
第に一講一道場多在所に組織が拡大され、それが相互に入り組んで同一在所にいくつかの道場が存在し、有力寺院は  
数ヶ村の住民を一講に組織し、しかも一つの講ではなくいくつかの講を寺下に組織化す複雑なた中に、加賀の講に  
よる住民組織は拡充し、徹底化した組織網をもつまでに展開して行つた。  
③

## 註

- ① たとえば本願寺の発する加賀宛の文書の届先を示す記事に「又一つハ在所へなり」（天文日記五・三・廿九）とある。
- ② 「栄玄記」の「三人まづ法義になしたきものがあると仰せられ候。その三人とは坊主と年寄と長と、此三人さえ在所々々  
にて仏法に本付候わば、余のすえずえの人はみな法義になり、仏法繁昌であろうとするよ」とある蓮如の述懐の記事
- ③ 笠原一男 一向一揆 九三頁—一〇二頁において這間の経緯が詳しく述べられてある。
- ④ 番衆の上番期間に関する天文日記に次のような記事がある。

「番衆先番」（同十三・十一・廿六）書とある記事は上番・下番の番衆の交替打合せを示す。すなわち毎月廿六日頃といえる。  
「北郡番衆ことごとく下り候。南郡番衆十人是も下り候」（同五・十二・十三）書とある記事は「卅日番」すなわち一ヶ月の勤  
務を終えた番衆が下園するのは大体十日前後と見ることができる。したがって本文に引用した文中に「白去年為番上候」

とあるから一番組は天文六年十二月加賀を発したことになる。天文七年一月がその上番期間であり二月は下番して下国する月である。「不及足非相果」した記事は天文七年二月九日付であるところから下國の途に直前とした次第である。

⑤ 実如の下した十七ヶ条の「聖人御制禁」(広済寺文書)石川県史第一巻所収 六四二頁—六四四頁

⑥ 笠原一男 一向一揆 一五〇頁—一五三頁 寺院・講・在所の関係が詳しく述べられている。

## 五、集団学習の種種相

室町時代中期以後、生産力の先進地帯である近畿・北陸・東海の在々所々において、組や講の集団組織があり、「一向一揆」を成功に導いた加賀のみの特殊現象ではない。しかし、加賀における組と講との相互浸透した離接関係の妙を得た住民組織の体系化に、他国の農民のエネルギーが単なる可能性として潜勢態に止まつたのに対して加賀農民のエネルギーが効果的に結集し、「百姓ノ持タル固」を約一世紀にわたって曲りなりにも維持し得たゆえんがある。講は本末関係によつて結ばれた寺・坊・道場を中心にして結成されており、本末関係の系統をたどれば、加賀の全講衆(全農民)はいくつかの系統に系列化されていたであろう。波佐谷の松岡寺、山田の光教寺、二俣の本泉寺、鳥越の弘願寺、磯部の勝願寺、木越の光徳寺、吉藤の専光寺、超勝寺、本覚寺等は各系列のトップに位置する有力寺院であるが、天文の内紛後寺院勢力の分布図——講の系統性——に変更が見られたようである。講と組との相関関係は、本質的には区別される別々の組織でありながら、現実的には、組衆である「在所長衆」は同時に講衆であるという人的構成の条件によつて双方の住民組織体は不即不離の関係にある。さらに、講と組とは別のものでありながら、一体的に機能して「一向一揆」の組織を強化したものとして、加賀全農民の意識に共通して理解されていたものを挙げなけれ

ばならない。この農民意識の共通理解という問題との関連において、「一向一揆」の集団学習が問題となる。

当時の農民意識において共通的に理解された対象は、その理解の深浅はともかくとして、真宗教義であった。ここでは、彼等が真宗教義をどう理解したかを取りあげるのではない。この問題は筆者の力の及ぶところではない。ここで取り上げる問題は、加賀農民の共通理解がどのような場で拡大し、促進されたか、それはどのような方法でなされたか、そしてそこではどのような教材が用いられたか、換言すれば、「一向一揆」の集団学習の場、集団学習方法、学習内容等についてである。

### 集団学習の場

蓮如は講寄合の山來についてつきのように説き、講寄合本来の在り方を門徒に教示している。「当流において毎月の会合の山來は何の用ぞなれば在家無智の身をもて徒に暮しいたづらに明して一期は空しく過ぎて終に三途に沈まん身が、一月に一度なりともせめて念佛修行の人数ばかり道場に集まりて、わが信心は・ひとの信心は如何あるらんといふ信心沙汰をすべき用の会合」<sup>(1)</sup>（文明五年九月下旬）であると。また蓮如末年のことばによれば「寄合の山來は何の為ぞというに更に他の事にあらず、自身の往生極楽の信心獲得の為なるが故なり。然れば往古よりへに至るまでも毎月の寄合ということは何處にもこれありといえども、更に信心の沙汰とては嘗て以てこれなし」<sup>(2)</sup>（明応七年二月二十五日）とある。在所の寄り合いは、莊園内に自然発生的に成長した自然村落が人口の増加と生産力の増大とともになって複雑化した村落生活の諸問題処理のために歴史的必然的にもたざるを得なくなつたものであつて、もともと「信心沙汰をすべき用の会合」でもなく「自身の往生極楽の信心獲得の」場でもなかつた。それは莊園領主と在地領主からの加重する封建的圧力から独立して村のくらしを守るために、治安維持、村落防衛、田畠・用水・山林等の共同管理をめぐ

る生産組織の整備等が「在所長衆」を中心として議された場であった。蓮如は巧にこの寄り合いを布教に利用した。村の寄り合いを宗教的集会に転化して、「わが信心は、ひとの信心は如何あるらん」という信心沙汰をすべき用の会合<sup>④</sup>に育て上げることに成功したのは、蓮如が加賀に進出してからの絶ゆまざるエネルギーッシュな教線拡張工作の布教活動の成果によるものである。各在所において、「一味の安心」(おノ七)を求める合う農民に集会の場を提供したのは、在俗のまま真宗本願寺派の門徒となつた篤信の「在所長衆」であつた。「在所長衆」の門徒化は当人一人の門徒化に止どまることなくその在所の村ぐるみ門徒化をもたらし、教線拡張は点・線・面へと急速に進展した。篤信の「在所長衆」は居宅を道場として開放し、その道場主となつて真宗教線拡張の尖兵となり、同時に真宗教團の下部細胞「講」のオルグでもあつた。「在所長衆」を指導者とする村ぐるみ門徒化は、単に「信心の沙汰する在所<sup>⑤</sup>」となつたことを超えて、「一向坊主ヲ領主ニシテ」五公五氏の生活を確保し維持するゆえんでもあつた。

講はそれぞれ名をもつ。「講の名は寄合の行われるはや構成メンバーの特殊性その他の事情によつてつけられた。

二日講・五日講・六日講・七日講・九日講・十日講・十一日講・十三日講・十五日講・十六日講・十七日講・十八日講・廿日講・廿一日女房講・廿二日講・廿四日講・廿六日講・廿七日講・廿八日講・毎月兩度講・四講・十二講・河原講<sup>⑥</sup>など多様であるが、最低月一回の寄り合いをもつたようである。農民門徒はこうして月一回の講寄合において「信心沙汰」をして宗教上の共通理解を深めたというよりも、現実は必ずしもそのようではなかつた。多分にこの共通理解の場は農民にとって結構な安息日であった。講寄り合いは宗教的なものであるから心の安息日であつてしまふべきものであるが、このばあいは多分に身体的安息日で、持ち寄つた魚鳥野菜の料理で酒宴となるばあいが多かつたようである。蓮如加賀在国當時からそのきざしが見られる。まして一揆成功後は推察するに難くないところである。

## 集 団 学 習 の 方 法

「一向一揆」の集団学習、すなわち「在所長衆」を中心にして加賀全域の門徒講衆が共通理解をもつ——このばかり一味の安心が一味の同心という共通の生活意識に結集すること——ためにどのような学習方法がとられたであろうか。蓮如は一味の安心を求めるものに「本尊は掛けやぶれ、聖教は読みやぶれ」(御一代聞書)と教えた。「ただ聖教を繰れ〜」<sup>(①)</sup> 「百遍これをみれば義理おのづから得る」<sup>(②)</sup> 「私にして会釈すること然るべからず」<sup>(③)</sup> とあるように、文字の読めるものには専ら聖教を繰り返し繰り返し読むことをすすめた。読書百遍意自ら通ずとは蓮如の確信であった。それは彼自身の主体的な宗教的体験によって支えられた確信に充ちた最良の学習法であったようである。蓮如は自己の主体的な信仰体験からいって「安心決定録」を高く評価してこれを「金をほり出すやうなる聖教」<sup>(④)</sup> といっているが、門徒や道場坊主にすすめた聖教とは、いうまでもなく、「正信念仏偈・念佛和讃」のことである。「正信念仏偈」は親鸞の「教行信証」の偈頌を抽出したものであるが、通称「正信偈」と呼ばれる。蓮如は吉崎在住の文明五年三月「正信偈・和讃」四帖を自己の花押を奥付に付して開刻しているが、加賀にはその頃から「正信偈・和讃」が普及したようである。文字の読めるものが「正信偈」を何百何千回読むにしてもその意味を解することは一般門徒衆には不可能であったろう。ただ御開山聖人の有難い教えとして暗誦するのみであったであろう。そのためには導く師匠坊主を必要とする。門徒が自己的主体的信仰体験によって「私にして会釈すること」は異安心として、それは真宗本願寺派にとって「然るべから」ざることであった。蓮如はその生涯を通じて、「お文」の外に、その主著として「正信偈大意」があるに過ぎないが、真宗聖教のうちでも、最も普及した「正信偈」の統一的解釈の必要を痛感したからであろう。蓮如においては門徒が単に聖教を憶えることを忌避した。「聖教をよく憶えたりとも、他力の安心をしか

と決定なくば徒事なり」<sup>(4)</sup> 「まづ信心をよく決定してその上にて聖教をよみ語」<sup>(5)</sup> れ。「聖教よみの聖教よまずあり、聖教よまずの聖教よみあり。一文字をも知らねども人に聖教をよませ聴聞させて信をとらするは聖教よまずの聖教よみなり。聖教をばよめども真実によみもせず法義も無きは聖教よみの聖教よまずなり」<sup>(6)</sup> と説教する蓮如は「寄合寄合談合申せ」<sup>(7)</sup> 「わが信心は、ひとの信心は如何あるらんと」「信・不信ともにただ物を云へ」「物を申せば心底も聞え又人にも直さるなり、ただ物を申せ」と話し合いによる相互学習を強調した。「当流の安心の趣をくはしく知らんと思はん人は、あながちに智慧・才学もいらず」<sup>(8)</sup> 「もろもろの聖教を読み、物を知りたりといふとも、一念の信心の謂を知らざる人はいたづら事なりと知るべし」と教えた。「それ信心を取るといふは、やうもなくただ諸の雑行・雑修・自力などいふ悪き心をふりすて」<sup>(9)</sup> 「後生を助けたまへ」と「阿弥陀にたのみ申せ」<sup>(10)</sup> とは「お文」に繰り返し繰り返し説くところである。一味の安心を求めるには「諸の雑行・雑修・自力などいふ悪き心をふりすて」なればならないと説く蓮如の真意を「在所長衆」を中心とする講衆の農民門徒は話し合いによる集団的相互学習を通してどう受容したであろうか。蓮如の説く「悪き心をふりすて」ことのうちには、既成の権威である「神社・諸仏・菩薩ならびに諸堂・諸宗・諸法」に対する権威否定の精神が読みとれる。それはまた「守護・地頭」という世俗的既成権威の否定にも通ずる。「一心一向に仏助けたまへとたのみ申せ」と説く蓮如の教義のうちに既成権威に対する否定精神が内包されている。「信心の沙汰する在所」の門徒農民たちは、講という住民組織体に自己の一切のエネルギーを結集して、守護打倒という既成権威否定の実力行使を共通の生活意識としてもつようになり、蓮如の真意とはおよそ逆の方向をたどり到底通すべくもなかつた。加賀農民は真宗門徒として話し合いによる集団的相互学習を通して共通に理解したのは、「一味の安心」を求めることを通路とする既成権威否定ということであった。既成権威否定を共通の生活意識とする点において、加賀の農民門徒は一味同心であつた。蓮如の説く門徒の同行衆意識も純粹信仰心か

ら離れて、既成権威の全面的否定を求める一味同心に屈折し変容した。このことが加賀全域の門徒農民の同時的動員を可能にし、「一揆」を成功に導いた心的要因といえよう。組や講が歴史的・社会的必然として生じたにしても、それらが一国全域的規模に組織化されるためには、地域全住民の生活意識の一体性をもたらす紐帶的機能を果たすものがなければならない。加賀農民は講寄り合いにおける談合形式の相互学習を通して共通理解に到達することのできるものを持ち得たのであった。一味の安心を求めて、相互学習をしながら、既成権威否定という意識の成立を介して一味の同心を確立した。

### 集団学習の内容

今日における真宗門徒の在家の勤行形式によれば、仏壇の開扉燃明・燃香の後「正信偈・和讃」を読み、つぎに「お文」の一編を一種独特の読み方で朗誦し、最後は蓮如の「領解文」で結ぶ。本尊位牌に合掌念佛して閉扉という順序をとる。その間、合掌念佛は勤行者の心情如何により回数は限りなく繰り返えされる。この在家の勤行形式がいつの頃からのものか、筆者にとって不詳であるが、坊主が、「朝夕、正信偈・和讃にて念佛まをする」形式は古いもののようである。坊主のこの仏念形式が在家にも移行したものであろう。蓮如が坊主を集めて「朝夕、正信偈・和讃にて念佛まをするは往生のたねになるべきか、なるまじきか」と發問し、その本来の意味を教説しているところからみて、それ以前のことであつたにちがいない。今日真宗盛行の教区において篤信の老婆が真宗学の用語を自由に使って信仰告白をする場面に接する。彼女はおそらく自分の発言に対応する漢語を一字も書けないのではないかと思われるが、信仰告白の用語は適確で真宗教義に適っているといわれる。蓮如のいう「聖教読まずの聖教読み」とは、こうした人のことをいうのである。自己の宗教的心情を適確に表現することは、すばらしいことといわなければな

らない。これは坊主の説教を聞き、朝夕の勤行を通して自得したもので、自学自習の成果といえよう。真宗の篤信者は誰でも「お文」のどの一編にしろ、はじめの数語を聞けばその一編の全文が淀みなく、しかも誤りなく念頭につぎつぎと再生される。それは驚くべき事実である。加賀農民が「お文」にしたしみ、心の糧とするようになつたのはいつの頃であろうか。

「お文」は蓮如のしたためた八十通の仮名法語集で、一帖目・二帖目・四帖目はそれぞれ十五通、三帖目は十三通、五帖目は二十二通をおさめ「五帖」ともいわれる。今日では東本願寺派の門徒は「お文さま」、西本願寺派では「御文ごふん章」<sup>②</sup>と呼ぶようである。その他宝章・勅章・五帖消息とも呼ばれる。第一帖の初から第三帖第十通までの四十通は文明三年七月から同七年七月までの在吉崎期に起草したもので、第三帖第十一通から第四帖第八通までの十一通は文明七五年十一月から同十七年までの間出口・山科の両地で述作し、第四帖第九通から第十五通までの七通は一四九二年から明応七八年までの間摂津・泉州において書かれたものである。第五帖二十二通には年代が記されてないが、第一帖から第四帖までにおさめられているものと重複するといつてよい文章が多い。今日一般門徒にしたしまれていますのはこの五帖目に収められた二十二通である。特に御正忌お文・白骨お文は弘く知られている。一五二五年実大永五年実如が子光融に命じて、蓮如在世中の二百数十通にのぼる消息体の法語を五帖八十通に編集せしめたと伝えられています。「五帖」が加賀に導入されたのは天文頃で証如の意志によるものとのようである。天文の内紛の際、教団の組織の動搖をおそれた証如は、加賀門徒の生き方を指示した石川郡中宛の書状の中の文面に「一於二所々、五帖の書の外に、深儀候之由申扱旨其聞候、以外次第、一流のみたれ不可過こゝ之候、抑彼文は經脈の勘文をやわらけ、為愚鈍之輩、令ニ撰集しゆしゆ給ふ也……」と記されている。もちろんこの頃「五帖」を貰えた寺院は少數であつたにちがいない。一般門徒農民は講寄り合いにおいて、坊主の抨諭するのを聴聞したものであろう。歴代の法主は加賀の「一向一揆」

が一揆として政治的軍事的に組織的行動を起こすのをおそれ、あくまで真宗教團としてその組織を固めることに深慮をめぐらした。一揆の成功後もこの方針は保持された。五帖のなかには、真宗教義の平易な解説的法語のものが多いが、また、さきにも触れた門徒たるものとの日常生活の在り方を規定した掟を述作したものも多い。蓮如の吉崎時代以来、掟の遵守を門徒に要求したが、現実的には全く逆の現象が進展し、そのために本願寺もまた隆昌を極めることもできたのであるにもかかわらず、そのことはそのこととして、表面的には教団組織の秩序の維持を「お文」に述べられた掟に期待した。実如が広濟寺に下した「聖人御制禁」の末尾に「其方門徒によみきかすべきものなり」とあるのは、この掟がどのように取り扱われたかを示すものである。すなわち一揆の成功後も講寄り合いの機会を利用して掟が講衆に「よみきか」されたのである。この扱い方は組織の末端の在所の道場における寄り合いにおいても同様、掟を守ることの徹底が期されたにちがいない。「一向一揆」における「お文」の掟は、戦前の学校教育における修身教科書のような役割を果したといえよう。講寄り合いという教室に守もられもない掟が莊重に道場坊主の口から門徒農民に伝えられたであろうという想像は不当であろうか。しかしそうした扱い方に接して蓮如の教えを守り「お文」に導かれて「真宗の信心を得たる行者の振舞の正本」<sup>(5)</sup>を実践した妙好人もまた輩出したであろうということはもちろんである。「よく心得たる信心の行者」<sup>(6)</sup>も多かったことによつて加賀が長年月にわたてゝ武家勢力に対抗し得たのである。「お文」に導かれてますます強固になつた同行・同胞の意識は「在所長衆」を中心とする門徒農民の講組織の縦の系統性を横に結び全門徒農民の統合に役立つた。その間掟が全く無力であったわけではなかつたであろう。「一向一揆」の集團學習の章を終わるに当り、その修身教科書ともいうべき掟のうちで最も詳しいと思われる実如の十七カ条の「聖人御制禁」を紹介し併せて当時の農民生活の現実のすがたを偲ぶよすがともしたい。

## 聖人御制禁

一向専修の念佛者の中に停止せしむべき条々の事

- 一、専修一行の輩において、余仏並に別解別行の人を誹謗すべからざる事
- 一、主親におき奉て、敬をおろかになせる事
- 一、念佛まうしながら、神明をかるしめ奉る事
- 一、道場の堂内に参て、驕慢の心をいたし、笑さゞめきごとをする事
- 一、あやまで一向専修と云て、邪義を解て、師匠の惡名をたつる事
- 一、師匠なればとて、是非をたゞさず、弟子を勘当すべからざる事
- 一、同行の中におきて、妄語をいたし、うたへまうすと云とも、両方の是非をきゝて、理由をひらくべき事
- 一、念佛の日、集会ありて、魚鳥を食する事もろもろあるべからざる事
- 一、念佛動行の時、男女同座すべからず、みだりなるべき故なり
- 一、忝旨を存し、馬の口入れ、人の口入れすべからざる事
- 一、國にあらば守護、所にあらば地頭方をおろかになすべからざる事
- 一、商をせんに虚妄をいたし、一文の錢なりとも、すぞしとるべからず、則かへすべし
- 一、他の妻をおかして、その誹謗をいたす事
- 一、念佛者の中に、ぬすみ博奕をする事
- 一、念佛者の中に、洒ありてのむとも、本性をうしなひて、洒ぐるひする事

一、王法をおもてにうやまひ、仏法をば内心に信ずべき事

一、すぐれたるをそねみ、おとれるをかろしむる事、もうもあるべからざる事

以上十七カ条が挙げられている。

## 結

本稿は加賀の「一向一揆」の社会教育的考察と題して、中世加賀農民が下村上の動乱期に處して、自己の生活による願望——自己の労働による生産物を自己のはからいによって処理することができる生活——を実現し、それを維持するために、どのような地域組織——組の地域性——をもち、どのような住民組織——組によるものと講によるもの——によって住民のエネルギー結集に成功したか、そしてその間、心的紐帶がどのような集団學習によって形成され、それが「一向一揆」の進展にどのように機能したかについて考察した試論である。もちろん「一向一揆」の加賀農民は、生活に対する心底からの希望を実現しようとして意図的に地域組織や住民組織を推進したのではない。組の地域は、莊園内の自然村落の生産力の増大とともに、自給自足的な從来の莊園といういれものでは狭隘となり、増大した生産力に見合うより広いいれものが莊園に代つて社会的必然的に形成されたが、この新しいいれもの——惣村——を素型とするものであった。そのような社会の変動期に展開された真宗本願寺派の教義拡張活動がキメの細い住民組織——講——に成功し、組と結合して地域住民の総エネルギーの結集を可能にしたことによって、はからずも地域住民が生活に寄せる希望と意見を現実のものとしたのであった。したがつて、「村づくりをめざす社会教育」という概念を支える意図的教育の教育構造を「一向一揆」に求ることはできなかつた。当時の社会の機能的教育のすがたとしてとらえるよりほかなかつた。大方の御教示と叱正を願うものである。